

別添3

社会医療法人の定款例	備 考
社会医療法人〇〇会定款	<ul style="list-style-type: none">社会医療法人は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の37に規定する基金制度を採用することができないため、基金制度を採用する医療法人が社会医療法人の認定を受ける場合には、拠出者に基金を返還し、定款から基金の章を削除することが必要であること。
第1章 名称及び事務所 第1条 本社団は、社会医療法人〇〇会と称する。	<ul style="list-style-type: none">医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記(組合等登記令(昭和39年政令第29号)第6条参照)及び登記事項変更登記完了の届出(医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12参照)が必要であること。事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。 第2章 目的及び事業 第3条 本社団は、病院(診療所、介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none">病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。(以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。)
第4条 本社団の開設する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村) 2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none">本項には、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づいて行う指定管理者として管理す

<p>(1) ○○病院 ○○県○○郡（市）○○町（村） (2) ○○診療所 ○○県○○郡（市）○○町（村） (3) ○○園 ○○県○○郡（市）○○町（村）</p>	<p>る病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。）</p>
<p>3 本社団が○○県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）の名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ○○県医療計画に記載された救急医療（○○病院） (2) ○○県医療計画に記載された災害医療（○○病院） (3) ○○県医療計画に記載されたべき地医療（○○診療所） (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療（○○病院） (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療（○○病院）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第1項第4号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第42条の2第1項第5号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。
<p>第5条 本社団は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1以上（2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で1以上）のものが、法第42条の2第1項第5号の基準に適合していることが必要であること。
<p>第6条 本社団は、前2条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p> <p>(1) 駐車場業 (2) 料理品小売業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本条には、法第42条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 本条には、法第42条の2第1項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
<p>第3章 資産及び会計</p>	
<p>第7条 本社団の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが
<p>2 本社団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p>	
<p>第8条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p>	

<p>(1) 前条第1項第1号の財産中の不動産及び金〇〇万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前2号に掲げる財産から生ずる果実</p>	<p>望ましい。</p>
<p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	
<p>第9条 本社団の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p>	
<p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。
<p>(1) ○○病院の病床の増床（平成〇〇年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成〇〇年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成〇〇年実施予定）</p>	
<p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び社員総会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
<p>第10条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>	
<p>第11条 本社団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>	
<p>第12条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 任意に1年間を定めても差し支えない。（法第53条参照）
<p>第13条 本社団の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類

<p>2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社団の定款を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。</p>	<p>（以下「事業報告書等」という。）とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本社団の定款」とする。 ・社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。 ・2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。
<p>第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p> <p>第4章 役員</p> <p>第15条 本社団に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 6名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監 事 2名以上○名以内</p> <p>第16条 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p> <p>2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれはない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・理事は6名以上、監事は2名以上を置かなければならない。 ・役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 役員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親

	<p>族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 他の同一の団体（<u>公益社団法人又は公益財団法人</u>又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者 ② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者 病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第33条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えることができる。（法第47条参照） 理事の職への再任を妨げるものではない。
--	---

<p>を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本社団の業務を監査すること。 (2) 本社団の財産の状況を監査すること。 (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。 (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事（○○厚生局長）又は社員総会に報告すること。 (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。 (6) 本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。 <p>5 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p> <p>第19条 役員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。</p> <p>第5章 社員</p> <p>第20条 本社団の社員中、親族等の数は、社員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員の親族等とは、次に掲げる者とする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 社員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該社員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親 	
--	--

<p>第 21 条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社団は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第 22 条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 除名 (2) 死亡 (3) 退社 <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>第 23 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。</p> <p>第 6 章 会議</p> <p>第 24 条 会議は、理事会及び社員総会の 2 つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</p> <p>第 25 条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>4 第 28 条第 1 号から第 8 号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 理事は、理事会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</p> <p>第 26 条 定時総会は、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。</p> <p>第 27 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。</p> <p>2 社員総会の議長は、社員総会において選任する。</p> <p>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</p>	<p>族でこれらの者と生計を一にしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。 ・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。 (法第 54 条の 3 第 2 項) ・総社員の 5 分の 1 の割合について、これを下回る割合を定めることができる。
--	--

<p>第28条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定款の変更 (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。） (3) 每事業年度の事業計画の決定及び変更 (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し (6) 収支予算及び決算の決定 (7) 剰余金又は損失金の処理 (8) 借入金額の最高限度の決定 (9) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更 (10) 社員の入社及び除名 (11) 本社団の解散 (12) 他の医療法人との合併契約の締結 (13) その他重要な事項 	
<p>第29条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p>	
<p>2 社員総会の議事は、出席した社員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることのできない。</p>	
<p>第30条 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>2 社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p>	
<p>第31条 社員は社員総会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</p>	
<p>第32条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>2 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p>	
<p>第7章 定款の変更</p> <p>第33条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、○○県知事（○○厚生局長）の認可を得なければ変更することができない。</p>	

第8章 解散及び合併

第34条 本社団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 他の医療法人との合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し

2 本社団は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を受けなければならない。

第35条 本社団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本社団が解散した場合には、○○県知事（厚生労働大臣）にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第36条 本社団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第37条 本社団は、総社員の同意があるときは、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。

第9章 雜則

第38条 本社団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。

第39条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

別添4

社会医療法人の寄附行為例	備 考
社会医療法人〇〇会寄附行為	
第1章 名称及び事務所	
第1条 本財団は、社会医療法人〇〇会と称する。	<ul style="list-style-type: none">医療法人〇〇会から社会医療法人〇〇会への名称の変更については、登記事項の変更の登記（組合等登記令（昭和39年政令第29号）第6条参照）及び登記事項変更登記完了の届出（医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の12参照）が必要であること。
第2条 本財団は、事務所を〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。	<ul style="list-style-type: none">事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。
第2章 目的及び事業	
第3条 本財団は、病院（診療所、介護老人保健施設）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。	
第4条 本財団の開設する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none">病院、診療所又は介護老人保健施設のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第4条第1項及び第2項、第5条並びに第16条第4項において同じ。）
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
2 本財団が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。	
(1) 〇〇病院 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (2) 〇〇診療所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村） (3) 〇〇園 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）	
3 本財団が〇〇県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院（診療所）	<ul style="list-style-type: none">本項には、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第16条第4項及び第17条第5項において同じ。）本項には、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」と

<p>の名称は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ○○県医療計画に記載された救急医療 (○○病院) (2) ○○県医療計画に記載された災害医療 (○○病院) (3) ○○県医療計画に記載されたべき地医療 (○○診療所) (4) ○○県医療計画に記載された周産期医療 (○○病院) (5) ○○県医療計画に記載された小児救急医療 (○○病院) 	<p>いう。) 第 42 条の 2 第 1 項第 4 号の規定に基づいて行う救急医療等確保事業に係る業務及び法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該医療法人が開設する病院又は診療所のうち、1 以上 (2 以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する医療法人にあっては、それぞれの都道府県で 1 以上) のものが、法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合していることが必要であること。 ・本条には、法第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。 ・本条には、法第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づいて行う収益業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。
<p>第 5 条 本財団は、前条に掲げる病院 (診療所、介護老人保健施設) を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>○○看護師養成所の経営</p>	
<p>第 6 条 本財団は、前 2 条に掲げる業務のほか、次の収益業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 駐車場業 (2) 料理品小売業 	
<p>第 3 章 資産及び会計</p>	
<p>第 7 条 本財団の資産は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 設立当時の財産 (2) 設立後寄附された金品 (3) 諸種の資産から生ずる果実 (4) 事業に伴う収入 (5) その他の収入 	
<p>2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p>	
<p>第 8 条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。
<ol style="list-style-type: none"> (1) 前条第 1 項第 1 号の財産中の不動産及び金○○万円 (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品 (3) 前 2 号に掲げる財産から生ずる果実 	
<p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p>	
<p>第 9 条 本財団の資産は、理事会の議決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。</p>	

<p>2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金及び次に掲げる将来の特定の事業の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する特定事業準備資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。</p> <p>(1) ○○病院の病床の増床（平成○○年実施予定） (2) 診療所の新規開設（平成○○年実施予定） (3) 訪問看護ステーションの新規開設（平成○○年実施予定）</p> <p>3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、若しくは改良しない場合又は事業を行わない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 財産の取得又は改良に充てるための資金及び特定事業準備資金は、他の資金と明確に区分して経理されていること。 特定事業準備資金を保有しない場合については、「2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については、他の資金と明確に区分して管理するものとする。」、「3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。」とする。
<p>第 10 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p>第 11 条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。</p> <p>第 12 条 本財団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。</p> <p>第 13 条 本財団の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 任意に 1 年間を定めても差し支えない。（法第 53 条参照） 法第 54 条の 2 第 1 項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人（以下「社会医療法人債発行法人」という。）については、「事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、附属明細表及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）」とする。 社会医療法人債発行法人については、「事業報告書等、監事の監査報告書、公認会計士又は監査法人の監査報告書及び本財団の寄附行為」とする。 社会医療法人債発行法人につ
<p>2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本財団は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及</p>	

<p>び監事の監査報告書を○○県知事（○○厚生局長）に届け出なければならない。</p>	<p>いては、「事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書」とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に届け出るものとする。
<p>第14条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び評議員会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>	
<p>第4章 役員及び評議員</p> <p>第15条 本財団に、次の役員及び評議員を置く。</p> <p>(1) 理 事 6名以上○名以内 うち理事長1名</p> <p>(2) 監 事 2名以上○名以内</p> <p>(3) 評議員 ○名以上○名以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事は6名以上、監事は2名以上、評議員は理事の定数を超える数を置かなければならない。
<p>第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。</p> <p>2 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれはない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 役員の親族等とは、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 役員のいずれか1人 ② ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ④ ①に掲げる者の使用者及び使用者以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ⑤ ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの 他の同一の団体の理事等とは、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 他の同一の団体（<u>公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等</u>）

<p>3 理事長は、理事の互選によって定める。</p> <p>4 本財団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。</p> <p>5 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p>6 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第17条 理事長のみが本財団を代表する。</p> <p>2 理事長は本財団の業務を総理する。</p> <p>3 理事は、本財団の常務を処理し、理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 本財団の業務を監査すること。 (2) 本財団の財産の状況を監査すること。 (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事に 	<p>の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの（医師以外をその構成員とするものを除く。）を除く。以下同じ。）の理事又は使用人である者</p> <p>② 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所又は介護老人保健施設を2以上開設する場合において、都道府県知事（2以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人については主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長）の認可（以下、第28条において同じ。）を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。（法第47条参照） ・理事の職への再任を妨げるものではない。
---	---

<p>提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを○○県知事（○○厚生局長）又は評議員会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</p> <p>(6) 本財団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</p> <p>5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>第18条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。</p> <p>(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者</p> <p>(2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関する識見を有する者</p> <p>(3) 医療を受ける者</p> <p>(4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者</p> <p>2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。</p> <p>3 評議員は、役員を兼ねることはできない。</p> <p>第19条 役員の任期は2年とし、評議員の任期は4年とする。 ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員又は評議員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員又は評議員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評議員の親族等とは、次に掲げる者とする。 <ul style="list-style-type: none"> 評議員のいずれか1人 ①に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族 ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの ③又は④に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
---	---

第20条 役員又は評議員の報酬については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

第5章 会議

第21条 会議は、理事会及び評議員会の2つとする。

第22条 理事会は、理事長が招集し、その議長となる。

2 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。

3 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 第24条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 理事は、理事会において1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

6 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第23条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

第24条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将來の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定
- (7) 剰余金又は損失金の処理
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 本財団の解散
- (11) 他の医療法人との合併契約の締結

・募集社会医療法人債の総額を決定することは、理事の過半数の議決が必要であること。
(法第54条の3第2項)

・総評議員の5分の1の割合については、これを下回る割合を定めることができる。

<p>(12) その他重要な事項</p> <p>第 25 条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>2 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。</p> <p>第 26 条 評議員は評議員会において、1 個の議決権及び選挙権を有する。ただし、評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>2 評議員会に出席することのできない評議員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。</p> <p>第 27 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p>2 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。</p>	
--	--

第32条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、○○県知事（厚生労働大臣）の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第8章 雜則

第33条 本財団の公告は、官報（及び○○新聞）によって行う。

第34条 この寄附行為の施行細則は、理事会及び評議員会の議決を経て定める。